省　令

○経済産業省令第十号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　研究所法第十一条第一項第六号に規定する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助に関する事項

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号の次に次の一号を加える。

八の二　機構法第十五条第一項第八の二号に規定する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助に関する事項

附　則

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。